

神奈川県立体育センター等再整備事業に係る
P F I 事業者選定評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県立体育センター等再整備事業(以下「事業」という。)の実施に当たり、事業者の選定及び事業の推進に関する意見聴取を行うため、神奈川県立体育センター等再整備事業に係るP F I 事業者選定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語)

第2条 この要綱においてP F I 事業者とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。)第2条第5項に規定する選定事業者をいう。

2 この要綱における用語の意味は、P F I 法及び同法に基づき政府が定める基本方針のほか、神奈川県におけるP F I の活用指針(改訂版)に定めるところによる。

(意見を求める事項)

第3条 知事は、次の事項について、各委員から専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 実施方針
- (2) 事業者選定方法
- (3) 特定事業の選定
- (4) 要求水準書及びモニタリング基本要領
- (5) 入札説明書又は募集要項及び落札者決定基準又は優先交渉権者選定基準
- (6) 提案審査

(学識経験者の意見聴取)

第4条 事業者選定方法として総合評価一般競争入札方式を採用する場合、委員会の会議は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に規定する学識経験者の意見聴取手続を兼ねるものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成28年1月4日からP F I 事業者が選定される日までとする。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者から選定した者7名程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - ア P F I 手法に精通した学識経験者
 - イ 金融実務に精通した学識経験者
 - ウ 建築設備に精通した学識経験者
- (2) 県職員
 - ア 総務局財産経営部長
 - イ 県土整備局建築住宅部長
 - ウ 教育局教育環境整備担当部長
- (3) その他事業関係者

- 2 委員のうち半数以上が県職員以外の者となるように選任する。
- 3 委員の就任期間は、各委員の就任承諾日から委員会の解散日までとする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、知事が必要に応じて不定期で開催し、報酬は会議開催翌月の末日に支給する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議の出席者は、会議等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、県又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開等)

第10条 会議の公開は、神奈川県情報公開条例第25条の規定を準用する。

- 2 委員会の会議結果の公表は、県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第9条の規定を準用する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務局財産経営部財産経営課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。